

時事会計 No.22

リース会計の見直し問題 ：確定決算主義をどうする

04年7月22日 朝日新聞

03年10月3日 日経新聞

Key words: リース会計、例外規定、会計ビッグバン、確定決算主義、分離主義、トライアングル体制

例外規定とは リース会計基準にはいわゆる例外規定がある。すなわち、借手側において「ファイナンス・リース取引のうち...所有権が借手に移転すると認められるもの以外の取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる（「リース取引に係る会計基準」三1の(2)）となっている。この例外規定が廃止の方向で検討されている。その背景に企業会計の国際的調和化・統合化がある。日本だけが異なる会計ルールを採用することは、いわゆる「レジェンド問題」に象徴されるように国際的に信頼されないからである。

税務上の利点と確定決算主義 だが、上場約 1000 社のうち例外規定を使っていない会社は 3 社のみであり、リース業界からも「例外規定の廃止は、リース事業の存亡にかかわる」（リース事業協会）と猛反対がでている（2004年7月22日「朝日新聞」）。例外規定は税法上の利点があり、これが廃止されれば（狭義の）確定決算主義のもとでは損金経理要件（法人税 74 条第 1 項）を満たさなくなるので、その利点を失うことになるわけだ。リース会計の見直し問題は、この確定決算主義をどうするかにかかわってくるが、実は、このことはリース会計基準の見直しに限らない。今日の企業会計および商法の大きな変容がその背景にある。この点についても後で触れたい。

インターナショナル（企業会計）vs. ナショナル（税法） 企業会計は international といえば、税法は national であり、また情報開示志向を強める今日の企業会計に対し、税法は所得算定を目的とする。この両者の目的の今日的乖離、両立し難い性格がその基礎にある。したがって、見直し作業に入っている企業会計基準委員会（ASBJ）もその打開策に苦勞しているようで、「合意形成が難しい状況」として議論は中断するなど、なかなか進んでいない。会計基準の国際的統合化の一環として例外規定の廃止に踏み切るか、それとも産業界の意向を何らかのかたちで取り入れるか、そのジレンマが ASBJ の苦勞の背景にあるわけで、その見直し作業は難航しそうだ。

さらなる学習のために

リースの設備調達額は 6 兆 6 千億 リースを使った設備の調達額は 6 兆 6 千億円（03 年度）というから、まさにリース事業の存亡にかかわる金額である。例外規定で処理してい

るリース残高の会社別リスト（03年10月3日「日経新聞」）によれば、残高規模が最大なのはJALの2,546億円、続いて日産自動車1,488億円、そして全日空の1,379億円である。この航空会社の残高はいずれも固定資産に対する比率が10パーセントを上回っている。これだけの規模なら税務上の利点も大きいはずだ。例外処理（賃貸借）での損金算入額 > 原則処理（資産計上による減価償却費）での損金算入額、となるからである。

また、伊藤園の残高は314億円だが、その主たるものは自動販売機（全国に8万台）のリースである。最近の日本茶ブームで業績をあげており、将来の資産計上を見込んで自販機の購入も想定しているようだ。財務内容の改善 リースから購入への切り替え（フリーキャッシュフローの1つの使い道）というわけだ。しかし、そうした個別企業の対応を超えた、より基本的な問題がある。

確定決算主義はどうなる：崩壊のきざし この例外規定が仮に廃止され、しかも税務上の利点を保持したいなら、「会計は会計、税は税」という分離主義の方向になる。この確定決算主義をどうするかという基本問題は、すでに企業再編税制（ここでは確定決算主義は事実上崩壊）や連結納税制に現れてきており、さらには近時の商法改正にともなう税法上の資本の部の扱いの問題（税法上の資本と利益の区分の変容）あるいは減損会計（減損の損金不算入問題）にも出てきている。その背景に一定の産業政策のための一連の商法改正および国際的統合化をめざす企業会計との乖離が進んできている現実があり、そこに従来の確定決算主義から何らかの形での分離主義への方向が垣間見える。

利益と所得の乖離：三位一体関係の変容 会計基準の国際的統合化、そしていっそうの情報開示化を強めているわが国の企業会計にあっては、これまでの利益のあり方も大きく変容してきている。そのことで、企業会計上の利益（業績利益）と商法上の利益（配当可能利益）とは乖離し、また商法改正でその配当可能利益も大きく変容しようとしている。したがって、これら2つの変容とあいまって、税法上の所得計算も変容せざるを得ない現実がある。

企業会計を中心にしてみれば、「配当可能利益（商法） 分離1 業績利益（企業会計） - 分離2 法人所得（法人税法）」の図式が描かれる。ここに、利益と所得に関する三位一体関係（トライアングル体制）の変容という現実をみることができる。確定決算主義をどうするかという基本問題も、そうした変容と密接にかかわっているのである。詳しくは、筆者のHPの講演「企業会計の変容 - 理解と予見 -」（第8回全国大会会計人会サミット）の「税法会計の変容」を参照されたい。

新会計ルール先取りの構図：財務体力と会計基準 減損会計にみられるように、新しい会計ルールが適用される前に、新基準を前倒しで会計処理する企業が多くなっている。企業結合会計でも、「海外投資家の信頼も得られる世界的なルールを選んだ」（コニカ）にみられるように、投資家の目を意識して時価法（パーチェス法）を前倒しで取り入れる企業が増えている（03年8月2日「日経新聞」）。いずれも、前倒しすることで投資家に財務体力をアピールする効果があるわけで、この点でリース会計の例外処理から原則処理への前

倒しも同じである。

ちなみに、A S B Jは企業結合会計では国際基準であるパーチェス法一本化に踏み切らず、簿価法（持分プーリング法）を一定の条件の下で残すことで産業界の要請に応えたわけだが、ことリース会計の例外規定に関しては、業界の強い反対という点では企業結合会計と共通しているが、そこでの対応と同じようにはいかないだろう。

（2004年7月30日）